西会津町告示第　２７　号

売上の減少した中小事業者に対する一時金交付要綱

（趣旨）

第１条　町は、福島県新型コロナウイルス緊急対策（令和３年１月１３日から２月１４日まで）（以下、「福島県緊急対策」という。）に伴う飲食店への営業時間短縮要請や県民に対する不要不急の外出自粛により影響を受け、売り上げが減少した中小事業者を支援するため、一時金を交付する。

（交付対象者）

第２条　交付対象者は次の各号のいずれにも該当する事業主とする。

(1)　町内に本所又は支所が所在する法人及び個人事業主であること。

(2)　県内の飲食店と直接又は間接の取引がある、または不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたことにより、令和３年１月または２月の売り上げが前年同月比で３０％以上５０％未満、かつ１０万円以上減少した事業者。

(3)　国が実施する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び福島県が実施する「売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金）」の受給を受けておらず、今後も受ける予定がないこと。

(4)　令和２年分の確定申告又は令和３年度町県民税申告を行っていること。

(5)　申請時において事業を継続していること。

(6)　以下のアからオのいずれにも該当しないこと。

ア　福島県緊急対策における営業時間短縮要請の対象事業者

イ　政治団体

ウ　宗教上の組織又は団体

エ　指定管理者、第三セクター

オ　西会津町暴力団排除条例（平成２３年条例第９号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

（交付額）

第３条　一時金の額は１申請あたり一律１０万円とする。

（交付申請等）

第４条　一時金の交付を受けようとする交付対象者は、売上の減少した中小事業者に対する一時金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて次条の期間までに町長に提出しなければならない。

(1)　令和２年分の確定申告書の写し又は令和３年度町県民税申告書の写し及び収支内訳書などの月間売り上げのわかる書類

(2)　令和３年中の月間売り上げのわかる書類

(3)　誓約書

(4)　その他、町長が必要と認める書類

（申請期間）

第５条　交付申請をすることができる期間は、令和３年４月１日から同年７月３１日までとする。

（交付決定等）

第６条　町長は第４条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、一時金の交付を適当と認めたときは、交付の決定及び額の確定をするものとし、速やかに交付対象者に通知するとともに、一時金を交付する。

（権利譲渡の禁止）

第７条　交付対象者は、一時金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

（一時金の取消し及び返還）

第８条　町長は一時金の交付を受けた交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時金を返還させることができる。

(1)　偽り、その他不正な手段により一時金の交付を受けたとき。

(2)　その他町長が不正と認めたとき。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。